

ひろがる京の木整備事業（木製品型開発支援タイプ）公募要領

1 趣旨

この要領は、ひろがる京の木整備事業（木製品型開発支援タイプ）実施要領（令和3年10月14日付け3林第516号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する補助事業を決定するための公募に関し、必要な事項を定める。

2 応募に当たっての要件

応募に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 1応募者（個人、団体または法人）につき、応募は1件までであること。
- (2) 応募者は、京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又はそのほか知事が不相当であると認める者ではないこと。
- (3) 国、地方自治体その他の機関から同種の補助金等を受ける場合、補助金の交付対象に重複がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした用途に用いるものでないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業その他知事が不適切と認める用途に用いるものでないこと。
- (6) 研究を目的としていないこと。
- (7) 補助金の交付額を通知した日以降に発注及び契約すること。ただし、早期着手届を提出するときの発注及び契約は、早期着手届の提出日以降に発注及び契約すること。
- (8) 原則として、事業申込書を提出する年度内に事業が完了する計画になっていること。
- (9) 応募者に府税の滞納がないこと。

3 応募方法

事業申込書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、令和3年11月12日まで（必着）に正本1部を郵送又は持参により以下の提出先に提出すること。

書類の提出先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部林業振興課木材産業係

4 添付書類

事業申込書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施体制図
- (2) 事業内容のわかる資料（イメージ図、積算根拠資料等）
- (3) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（見積書等）
- (4) 応募者調書(別記第2号様式)
- (5) 誓約書(別記第3号様式)
- (6) 府税の納税証明書(滞納がないことの証明書)
※府税事務所等で発行しています。
- (7) 補助金の交付対象に重複がないことが分かる資料（本事業以外の補助金等の受給がある場合）
- (8) 選考用資料（任意様式でA4裏表1枚。事業名、事業概要、事業費、商品企画（製品概要、イメージ図、事業の効果等）、事業遂行方法及びスケジュール、生産体制、販売計画等を含むもの）

5 選考方法

別記選考基準に基づき、「ひろがる京の木整備事業（木製品型開発支援タイプ）選考会議」による選考を行い、予算の範囲内で補助事業を決定する。

別記

ひろがる京の木整備事業（木製品型開発支援タイプ）選考基準

1 選考会議

選考会議は京都府農林水産部から5名を選出して構成し、名称を「ひろがる京の木整備事業（木製品型開発支援タイプ）選考会議」とする。

2 採点基準

商品企画、事業実施の確実性、生産体制、販売計画の4項目において5段階の相対評価を行う。

3 補助事業の選定

各選考者の合計点数により事業計画ごとに優先度判定を行い、予算の範囲内で補助事業を選定する。

4 採点表

項目及び採点観点	評価※
1. 商品企画 <ul style="list-style-type: none">・事業の趣旨に沿った商品になっている・市場ニーズ、既存商品や競合商品等を踏まえ、独自性・独創性のある商品になっている・府内の他産業との連携、京都の歴史や風土等を織り込んだコンセプトづくり等の京都ならではの取組が計画されている	1～5
2. 事業実施の確実性 <ul style="list-style-type: none">・試作、商品化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当である・計画どおり、確実に商品を開発できる体制がつくられている	1～5
3. 生産体制 <ul style="list-style-type: none">・商品化後、必要な安定供給が可能な体制である・原材料の物流等、コスト面に対する工夫が図られている・安全性等の品質が維持できる生産体制になっている	1～5
4. 販売計画 <ul style="list-style-type: none">・市場規模等について検証を行い、具体的な売上・収益目標を設定している・販売先、販売量、販売ルート等が具体的に計画されている	1～5

※（5点）優れている、（4点）やや優れている、（3点）普通、（2点）やや劣っている、（1点）劣っている